ハ　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

ニ　第十七条の三又は第十七条の三の二の規定

第十八条の五第一項中「法人が各事業年度終了の時において」を「法人の」に改め、「第十七条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を、「第二十五条の二第一項若しくは第五項」の下に「、第二十五条の二の二第一項」を加える。

第十八条の六第一項中「第五項」の下に「、第十七条の二の二第一項」を加える。

第十八条の七第一項中「第十七条の二」の下に「、第十七条の二の二」を加える。

第十九条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第六項中「から第四十六条の三まで及び」を「及び第四十六条の二並びに」に改める。

第二十五条を第二十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第二十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の各号に規定する連結法人に該当するものについて当該各号に掲げる事実が生じた場合には、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を前項の規定により読み替えて適用する場合には、同法第八十一条の九及び第八十一条の十三の規定の適用については、同法第八十一条の九第五項第四号中「第五十九条の」とあるのは「第五十九条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する第五十九条第二項の」と、「除く。）又は同条第三項」とあるのは「除き、震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十九条第三項」と、同法第八十一条の十三第二項第五号中「損金算入」とあるのは「損金算入）（同項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二第一項の表の第一号の第一欄中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号の第二欄中「同法」を「東日本大震災復興特別区域法」に改め、同号の第三欄中「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同号の第四欄中「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項第二号ロ」を「東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表の第二号の第一欄中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき」を削り、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」の下に「（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた連結法人にあっては、平成二十八年三月三十一日）」を加え、同条第十四項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の二まで」を「、第六十八条の十三、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十五条の二の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示（次項において「避難等指示」という。）が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項並びに前条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項にお